

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月12日

青森市立女鹿沢小学校

1 はじめに

いじめは、「絶対に許されない」ものであるが、「どの学校にも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるもの」であり、「社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである」という基本認識に立ち、すべての児童が、安全・安心で、楽しく豊かな学校生活を送ることができるようにするため、「女鹿沢小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

…【いじめ防止対策推進法 第2条】

基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりのある子」を育成することにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの未然防止について

- (1) 一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める。
- (2) 職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実を図る。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラーを有効に活用し、児童生徒の心的ストレスの軽減を図る。
- (4) 長期欠席、疾患、規則違反、男女交際など、いじめの材料になりやすい事象の指導に際しては特に留意する。
- (5) 児童の長期欠席について、「怠惰」・「無気力」などと表面的にとらえることなく、その背景にある人間関係まで注視し、いじめがあるのではないかとの視点を持って見る。
- (6) 地域との連携を進める。

具体的な取組(施策)	内容及び目標
<p>教職員による指導について (分かる授業 魅力ある授業の展開)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級や学年，学校が児童の心の居場所となるよう配慮し，安心・安全な学校生活を保障するとともに，児童が互いのことを認め合ったり，心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。 ・全教職員で児童を見守る体制を推進することで，さらなる児童理解に努めたり，情報交換をしたりして児童が安心して生活できる学校作りをする。 ・自己有用感や自尊感情を育むため，児童一人ひとりが活躍し，認められる場のある教育活動を推進する。 ・すべての教職員がわかりやすい授業を心がけ，基礎基本の定着を図るとともに，学習に対する達成感・成就感をもたせる。 ・校内研修で低学年2学級と高学年2学級，公開授業を行う。 ・子どもたちの出番のある学習(学び合いの学習)を行う。 ・校長・教頭が授業を巡回し，指導及び助言等により授業内容の充実に努める。
<p>命の大切さを学ぶ道徳授業及び教育活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の年間計画を整備し，35(34)時間の確実な実施と振り返りを重視した授業の展開。 ・児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人関係能力(の素地)を養うため，全ての教育活動を通じて，道徳教育及び体験活動等の充実に努める。 ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として，道徳や学級活動等の充実に努める。 ・インターネットやSNSなどの正しい使い方を学ぶ機会を設ける。 ・教育相談体制の充実とSOSの出し方についての確実な指導。
<p>児童が主体となった取り組みの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会が主体となり，いじめ防止の啓発活動を積極的な推進と他校との連携(小・中リーダー会議)。 ・児童会による「いじめ防止集会」や感謝の気持ちを伝える「メガハートキャンペーン」等の取組。 ・いじめ防止標語コンクールの取組。 ・好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事の取組。 ・リトルJUMPチームの結成。
<p>家庭・地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAの各種会議で，いじめの実態や指導方針について説明を行う。 ・いじめ防止等の取組について，参観日全体会を通じて保護者に協力を呼びかける。

	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。 ・保護者と教員が合同で勉強会をしたり、情報交換をしたりする場を設ける。
--	---

4 いじめの早期発見について

- (1) 日常的な情報収集と情報共有とを緊密にする。
- (2) 児童との信頼関係づくりに努める。
- (3) いじめに対応する教員の力量と組織力を強化する。

具体的な取組(施策)	内容及び目標
アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童対象「浪岡っ子アンケート」調査 年12回 【別紙①参照：記名式】 ・ 保護者対象いじめアンケート調査 年1回 【11月（学校評価アンケートに含む）】 ・ 教育相談を通じたアンケート調査と学級担任による児童からの聞き取り調査 年2回 【5月～・11月～】 <p>★いじめアンケート調査の保管期間は、5年間及び卒業までとする。</p>
校内研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週1回、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、児童のいじめの状況に関する情報交換を行って組織での対応を考えたり、いじめ防止に関する研修会を行ったりする。 ・ 各学期に1回以上、気になる子を中心に現状と指導方法や方針について、全職員で話し合い、情報を共有する。
保護者・地域への発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T Aの会議や懇談会、学校運営協議会などの様々な場面で、学校の取組や成果及び課題を協議・発信し、意見の集約に努める。 ・ 学級通信や学校だより等で具体的な学校の取組や成果を発信し、地域にも理解を求める。

※いじめの認知については青森市教育委員会の標準指針〔別紙②参照〕に従い進める。

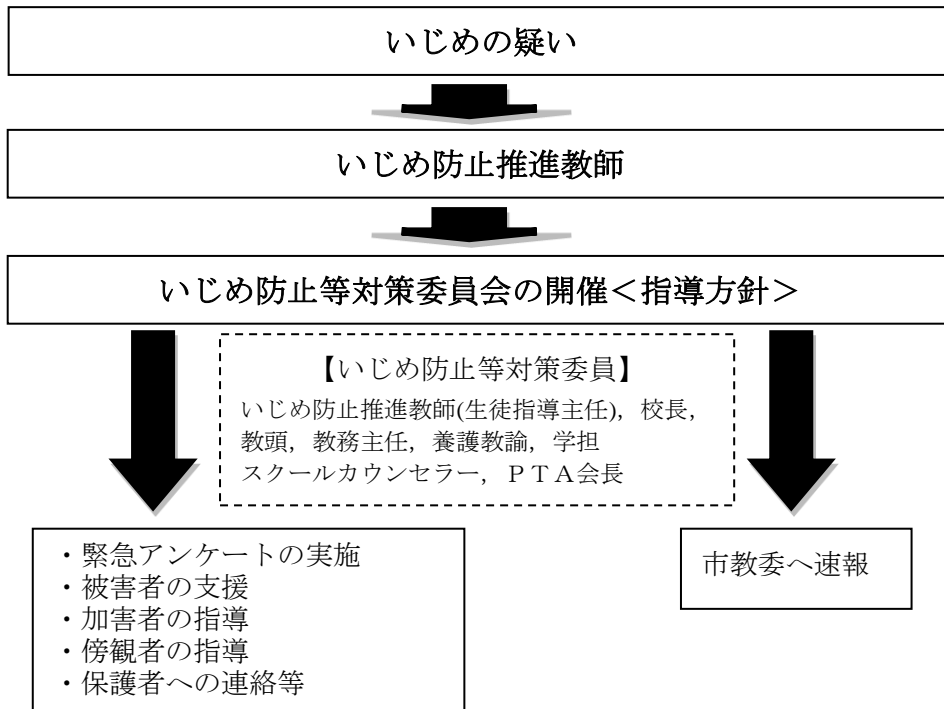
※「青森市いじめの認知に係る標準指針」に基づき、いじめ防止対策の再点検を随時行う。

5 解決に向けた対応について

- (1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ① いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- ② いじめを受けた児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめを行った児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- ④ 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応



いじめの認知及び初期対応後には、いじめ事案への対応フロー図〔別紙③参照〕に従い、その都度、状況や対応を「いじめ対応報告シート」〔別紙④参照〕で青森市教育委員会に報告するとともに、毎月末に「いじめの状況報告書」〔別紙⑤参照〕に経過観察及び報告を取りまとめ、青森市教育委員会に報告する。

具体的な取組(施策)	内容及び目標
いじめ防止等対策委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回、全教職員で開催する。 ・いじめ防止推進教師を中心に、校長、教頭、教務主任、養護教諭、T・T、当該児童の学級担任、スクールカウンセラー、PTA会長等で構成する。
被害者への基本的な対応	<p>☆児童に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実確認をするとともに、つらい気持ちを受け止め、共感する。 ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ・自尊感情を高めるように配慮する。 <p>☆保護者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見したその日のうちに、事実を伝える。 ・「いじめ」という言葉を使わずに、聞き取りの内容について説明する。 ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談する。 ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ・継続して家庭と連携を取り、解決に向け取り組むことを伝える。
加害者への基本的な対応	<p>☆児童に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実確認をするとともに、十分に話を聞き、その児童

	<p>の持つ背景にも目を向け指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめを受けた側の気持ちを理解させる。 ・学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等との連携を図り、指導する。 <p>☆保護者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童や保護者のつらくて悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ・「いじめ」という言葉を使わずに、聞き取りの内容について説明する。 ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
<p><ネットいじめへの対応></p> <p>インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。</p> <p>未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、被害を受けている児童が友だちや保護者、担任または養護教諭などに発するサインを見逃さないよう教師間および保護者との連携を密にする。</p> <p>「ネット上のいじめ」が発生した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応して行くことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止等対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダーなどに情報の削除を求める。 ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに浪岡南警察署に通報し、適切な援助を求める。 ③ インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。 	

6 いじめ防止等対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ防止等対策委員会」を常設する。

その役割等については、以下のとおりとする。

(1) 役割

- ① いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する。
- ② いじめの防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解を図る。

- ③ いじめの防止等の取り組みの実施，進捗状況の確認を行う。
- ④ 児童や保護者，地域に対し，いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う。
- ⑤ いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録，共有を行う。
- ⑥ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し，いじめの情報の迅速な共有を図り，教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取，児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- ⑦ いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ⑧ 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ⑨ PDCAサイクルに基づき，毎年度，いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに，その結果等を勘案して，必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(2) 構成員

いじめ防止等対策委員会の構成員は，いじめ防止推進教師(生徒指導主任)，管理職，教務主任，養護教諭，当該児童の担任，スクールカウンセラー，PTA会長等とする。

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 …【いじめ防止対策推進法 第28条第1項】

いずれも，いじめを受けた児童の状況で判断する。①身体に重大な被害を負った場合，②金品などに重大な被害を被った場合，③被害者が死にいたる（自殺を企てた）ような場合などが想定される。

児童が④一定期間，連続して欠席しているような場合には，適切に調査し，校長が重大事態の判断をする。また，⑤生徒や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときにも，校長が判断し，適切に（重大事態として）対処する。

(2) いじめ重大事態への対応

※学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと，以下のとおり対応する。

① 学校の下に，重大事態の調査組織を設置

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については，本校の「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し，全教職員体制で速やかに行う。組織の構成については，適切な専門家を加えるとともに，いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り，調査の公平性・中立性を確保する。

② 調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。この際，因果関係の特定を急がず，客観的な事実関係を速やかに調査する。

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

いじめを受けた児童及びその保護者に対し，調査によって明らかとなった事実関係について，

経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。 ※関係者の個人情報に配慮する。

いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

④ 調査結果を学校の設置者に報告

学校の設置者（青森市教育委員会）に報告する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

「いじめ防止等対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

※学校の設置者（青森市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者（青森市教育委員会）の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(3) 不登校重大事態への対応

①欠席開始から30日を目安とし、教育委員会に相談する。ただし、欠席30日になる前から、教育委員会に相談しつつ、児童への聴取をしていく。

②対象児童とその保護者へ情報提供していく。いじめを行った児童とその保護者へ情報提供し、家庭と連携して指導していく。

8 年間計画

月	対策会議・校内研修等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者への啓発等
4月	○生徒指導研修会 「いじめ防止基本方針」の内容の確認・共通理解	○学級開き ○いじめにかかわる学習（学級活動・道徳）	○教育相談（いじめ相談）窓口について児童・保護者への周知 ○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	○参観日・懇談会 保護者全体会での「いじめ防止基本方針」の説明
5月	○生徒指導情報交換会	○運動会成功へ向けた団結（全校・学級活動・児童会）	○記名式「浪岡っ子アンケート」実施 ○教育相談週間	○地域訪問
6月			○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	
7月	○「取組評価アンケート」（全教職員による自己評価）実施・検証	○夏休み前までを振り返る（学級活動）	○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	○個人面談
8月	○中間評価・検証	○夏休み後のめあて（学級活動）	○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	○出校日または電話訪問
9月		○いじめ防止集会（児童会）	○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	
10月			○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	
11月	○生徒指導情報交換会	○いじめ防止標語コンクール（児童会）	○記名式「浪岡っ子アンケート」実施 ○教育相談週間	○「学校評価アンケート」実施
12月	○「取組評価アンケート」（全教職員による自己評価）実施・検証	○冬休み前までを振り返る（学級活動）	○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	○個人面談
1月		○冬休み後のめあて（学級活動） ○いじめにかかわる学習（学級活動・道徳）	○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	○出校日または電話訪問

2月	○生徒指導情報交換会		○記名式「浪岡っ子アンケート実施	○参観日・懇談会・全体会
3月	○評価結果を検証し、「いじめ防止基本方針」を見直す	○1年間を振り返る(学級活動)	○記名式「浪岡っ子アンケート」実施	
通年	○いじめ防止対策委員会 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討・迅速な実施 ○継続的な見守り, 指導・支援 ○重大事態への対処	○道徳教育, 体験活動, 自己肯定感を育む授業の充実 ○よりよい生活や人間関係を築こうとする態度を育てる学級活動の継続	○健康観察時の児童の様相に留意する ○保健室等における児童の様相に留意する	○授業参観日, 連絡帳・日記などを通じて, 普段から保護者との連携を深める ○携帯電話やインターネットを使用する際のルールやモラルについて, 保護者の理解・協力を求める

9 評価

(1) 学校評価

学校評価においては、年度毎の取り組みについて、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行う。また、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。

10 その他

(1) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(2) 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

附則	平成26年	4月	1日施行
附則	平成27年	8月20日	一部改訂
附則	平成28年	11月	1日一部改訂
附則	平成28年	12月16日	一部改訂
附則	平成29年	2月	1日一部改訂
附則	平成30年	10月	3日一部改訂
附則	平成31年	4月17日	一部改訂
附則	令和元年	8月26日	一部改訂
附則	令和2年	4月20日	一部改訂
附則	令和3年	5月31日	一部改訂
附則	令和5年	4月14日	一部改訂
附則	令和6年	4月12日	一部改訂

浪岡っ子アンケート

年

組

番

名前

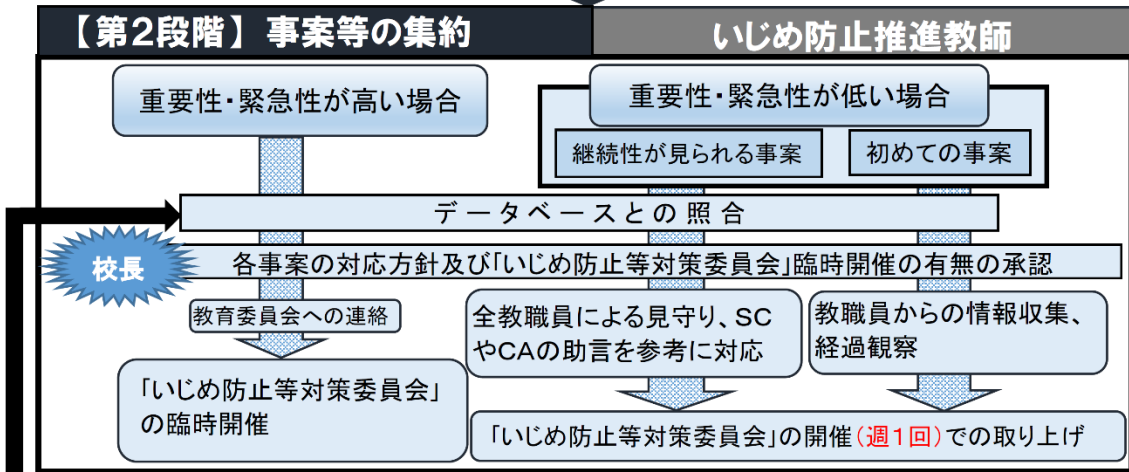
☆今月のことについて、自分にあてはまる方に○をつけてください。

1	<small>がっこうせいかつ たの</small> 学校生活は楽しい。	すごく楽しい・楽しい・楽しくない
2	<small>げんき</small> 元気よくあいさつをしている。	している・していない
3	<small>まいにちうんどう</small> 毎日運動している。	している・していない
4	<small>ともだち</small> なかのよい友達がいる。	いる・いない
5	<small>さいきん</small> 最近、がんばっていることがある。	ある・ない
6	<small>しっばい おも</small> 失敗しても、またがんばろうと思う。	思う・思わない
7	<small>なや しんばい</small> 悩みごとや心配ごとがない。	ない・ある
8	<small>そうだん</small> 相談できる人がいる。	いる・いない
9	「いじめ」をされたことがある。	された・されていない
10	「いじめ」を見たことがある。	見た・見ていない
11	<small>ひと おとな ふく からだ</small> 「人（大人も含む）」に体をさわられて、いやな思いをしたことがある。	ない・ある

【改定版】青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針

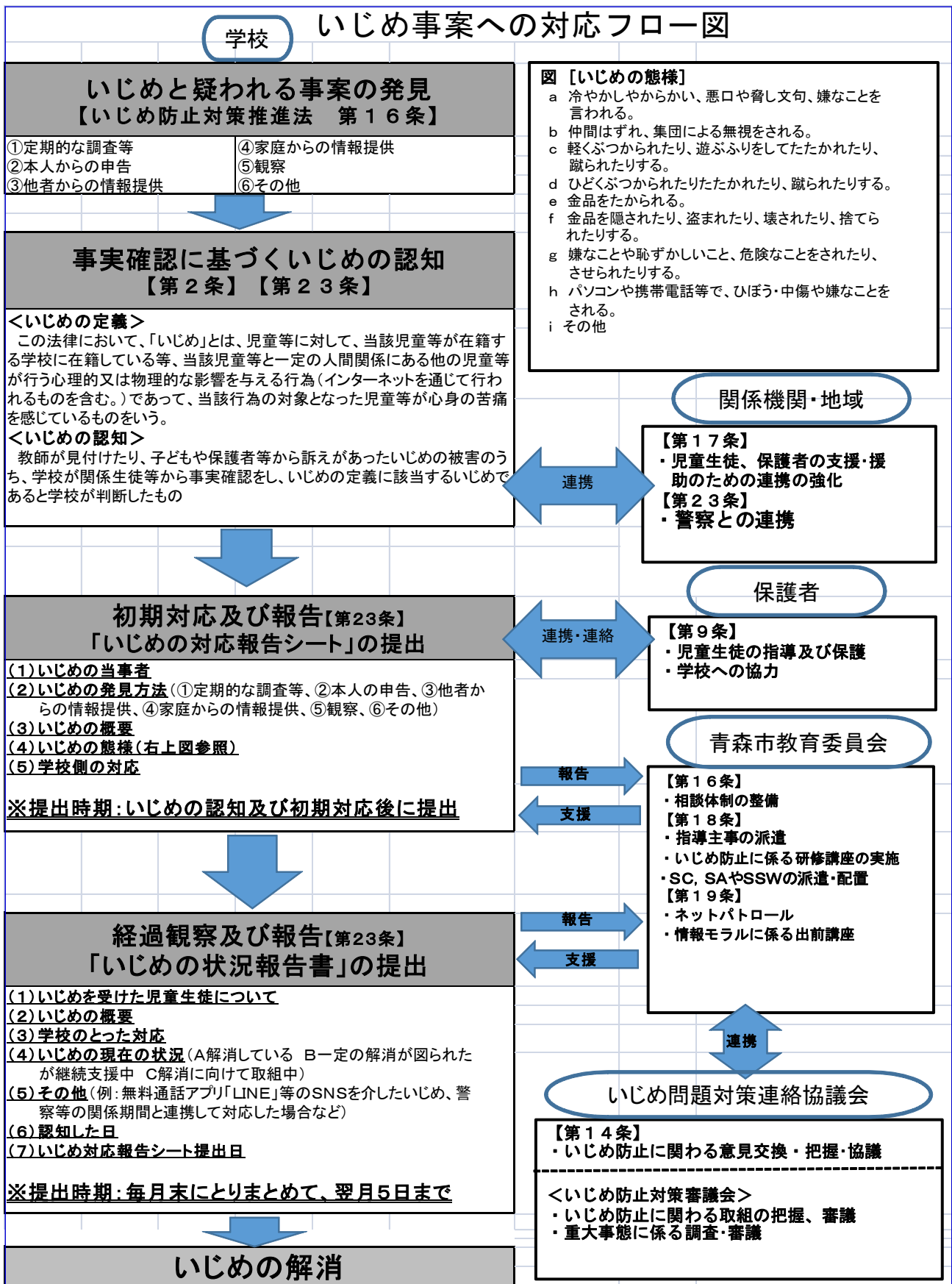
平成29年12月18日
青森市教育委員会

【第1段階】児童生徒に係る各種事案等の記録・提出		全教職員
発見方法	観察、学校が実施する各種アンケート、本人の申告、保護者からの情報等	
事案等	変化	トラブル (※文科省が定義するいじめの態様)
	けんか	<ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など
※関係児童生徒の指導及び保護者への連絡が完了した事案等を含め、対応したもの全ていじめ防止推進教師に提出・報告する。		



【第3段階】いじめの組織的な認知・早期対応	いじめ防止等対策委員会
<input type="checkbox"/> 認知……児童生徒や保護者等からの聴取を基に事実の確定、いじめか否かの判断 <input checked="" type="checkbox"/> いじめの判断基準⇒いじめを受けた本人が、第1段階に示した「けんか」及び「トラブル」の各態様について、 心身の苦痛 と感じているかどうか。なお、最終判断は校長が行う。 <small>※本人はいじめられていても、関係者に迷惑をかけたくない思いから、教員等の問いかけ等に「大丈夫」と答えるケースが多い。よって、本人の回答に惑わされることなく、積極的に認知すること。</small>	
<input type="checkbox"/> 対応……児童生徒の指導、いじめを受けた子どものケアと見守りの継続、関係保護者への連絡・支援・助言、関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 報告……市教委に「いじめ対応報告シート」「(月例)いじめの状況報告書」の提出 <small>当委員会構成員【例】: 校長、教頭、いじめ防止推進教師、生徒指導主事・主任、教務主任、学年主任、養護教諭、SC・CA(構成員に加える。内容に応じて参加する)、その他</small>	

【第4段階】いじめの概要の記録と対策等の評価	いじめ防止推進教師
<input type="checkbox"/> 記録……いじめの認知日と児童生徒名、態様や対応等の情報のデータベース化。なお、アンケートを含め、全ての記録の保存期間を5年とする。 <input type="checkbox"/> 評価……いじめ予防や対策等の見直しと改善、認知したいじめについて3か月間にわたるいじめ行為の有無かつ被害児童生徒本人及びその保護者に	



別紙1

いじめ対応報告シート

学校名 青森市立 女鹿沢小 学校
 提出日 令和 年 月 日

(1) いじめの当事者	いじめを受けた児童生徒	児童生徒 フリガナ	年	組	番	性別	家庭への連絡	済	(2) いじめの発見方法	①定期的な調査等
		氏名						未		②本人の申告
	いじめを行った児童生徒	学年、組、番号、性別、氏名を記入(3年1組14番 男 ○○ ○○)					家庭への連絡	済		③他者からの情報提供
							未		④家庭からの情報提供	
									⑤観察	
									⑥その他 ()	
(3) いじめの概要	いじめがはじけに行われた日	月	日	(4) いじめの態様 (複数回答可)	a. 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。					
	時間帯				b. 仲間はずれ、集団による無視をされる。					
	場所				c. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。					
	いつ、どこで、どのように起こったか簡潔に記入。				d. ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。					
					e. 金品をたかられる。					
					f. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。					
					g. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。					
			h. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 (オンラインゲーム等の誹謗中傷も含まれる)							
				i. その他 (基本はa~hにあてはまる)						
(5) 学校側の対応	いじめが発覚した後の学校の対応を簡潔に記入						認知した日	月	日	
備考										

いじめの状況報告書

小40

女鹿沢小 学校

令和	年	月	3か月を目安とする							
NO	学年	組	性別	氏名	いじめの行為が行われた日	認知した日	いじめの行為が無くなった日	報告シート提出日	いじめが解消した日	解消された場合は○
	1	1	男	Aさん	4月15日	4月17日	4月16日	4月25日	7月25日	○
1					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
2					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
3					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
4					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
5					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
6					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
7					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
8					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
9					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
10					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
11					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
12					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
13					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
14					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
15					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
16					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
17					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
18					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
19					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
20					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
21					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
22					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
23					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
24					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

○いじめが解消された場合は、解消の欄に○を記入し、翌月から一覧に記載する必要はない。

○月末に指導課へ提出(月末にいじめが発生し、対応が月をまたぐ場合は、翌月に記入)